

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて、三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、特定事業選定の客観的評価の結果を公表する。

令和 8 年 7 月 7 日

三木市長 仲田 一彦

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定

第 1 章 事業の概要

第 1 節 事業名

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業

第 2 節 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設（焼却施設・メタン発酵施設・リサイクル施設）
可燃ごみ処理施設	1) 処理対象物 : 可燃ごみ、脱水汚泥（し渣を含む）、災害廃棄物 2) 計画処理量 : 16,956t/年（災害廃棄物を除く） 3) 処理方式 : ハイブリッド方式（メタン発酵＋焼却）
リサイクル施設	1) 処理対象物 ・処理を行うもの : ペットボトル ・保管を行うもの : あらごみ、紙パック、小型家電、古紙、蛍光灯・乾電池 2) 計画処理量 ・あらごみ : 2,341t/年 ・ペットボトル : 71t/年 ・紙パック : 5t/年 ・古紙 : 116t/年 ・蛍光灯 : 3t/年 ・乾電池 : 9t/年 3) 処理方式 : 選別・圧縮・梱包
関連施設	計量棟、ヤード棟、高区受水槽、車庫棟、洗車棟、既設管理棟 等

第 3 節 公共施設等の管理者

三木市長 仲田 一彦

第 4 節 事業予定地

兵庫県三木市加佐地内（三木市清掃センター隣接地）

第5節 事業目的

本事業は、三木市において排出される可燃ごみ等及び災害廃棄物の焼却処理を行う可燃ごみ処理施設、ペットボトルの処理及びあらごみ等の保管を行うリサイクル施設の設計・施工・運営を行うものである。本施設は、令和14年4月に供用が開始され、20年間にわたって運営が行われることを予定している。

DBO方式により本施設を整備し、同施設の完成後、20年間にわたって運営することで、本施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

第6節 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札公告時に示す。

- (1) 本施設の設計・施工業務
- (2) 本施設の運営業務
 - ① 受入管理業務
 - ② 運転管理業務
 - ③ 維持管理業務
 - ④ 環境管理業務
 - ⑤ 情報管理業務
 - ⑥ 関連業務
 - ⑦ 事業終了時の取扱いについての協議
- (3) 地域経済への貢献
- (4) 本事業に係る行政手続きへの協力

第7節 事業手法

本事業は DBO 方式で実施する。本施設の整備については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。

民間事業者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

また、民間事業者は、20 年間にわたって本施設の運転・維持管理・点検・補修等の業務（以下「運営業務」という。）を行う。なお、運営業務の実施に当たり、特別目的会社は設立しない。

第8節 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- 1) 本施設の設計・施工期間
特定事業契約締結から令和 14 年 3 月 31 日
- 2) 本施設の運営期間
令和 14 年 4 月 1 日から令和 34 年 3 月 31 日

第2章 市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

実施方針に基づき、市の財政負担に係る定量的評価及び民間事業者へ移転されるリスク並びにごみ処理の安定性や効率性等に係る定性的評価を行い、VFM（Value For Money）の検討による総合的な評価を行うこととした。

第1節 定量的評価

定量的評価では、市が直接事業を実施する場合（公設公営方式）と DBO 方式で実施する場合のコストの比較を行った。比較に当たり、提供されるごみ処理の安定性や効率性等は同一とした。

1.1 前提条件

比較における主な前提条件は、次のとおり設定した。

費目等		公設公営方式	DBO方式
事業期間		<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の設計・施工業務期間：約 5 年 0 ヶ月 (特定事業契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日) ・運營業務期間：20 年 0 ヶ月 (令和 14 年 4 月 1 日～令和 34 年 3 月 31 日) 	
施設規模 (計画処理量)		<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ処理施設：16,956t/年(災害廃棄物を除く) ・リサイクル施設 <ul style="list-style-type: none"> ・あらごみ：2,341t/年 ・ペットボトル：71t/年 ・紙パック：5t/年 ・古紙：116t/年 ・蛍光灯：3t/年 ・乾電池：9t/年 	
施設整備費		DBO方式の費用と同様に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
運営費	人件費	DBO方式の費用と同様に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
	用役費	DBO方式の費用と同様に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
	維持補修費	DBO方式の費用及び PFI 可能性調査の整理結果を参考に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
	その他費用	DBO方式の費用と同様に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定

1.2 評価結果

1.1 の前提条件をふまえ、公設公営方式と DBO 方式で実施する場合の事業期間を通じてのコストを比較したところ、DBO 方式では 2.3%の財政負担を縮減することが期待できる。

項目	公設公営方式	DBO 方式
合計支出（現在価値）	14,729,872 千円	14,392,979 千円
削減額	－	336,893 千円
削減率（VFM）	－	2.3%

DBO 方式では、民間ノウハウの導入による運営費の削減効果を見込むことができ、民間事業者における利益の確保と公共における財政負担の削減を同時に実現することが可能となる。

第2節 定性的評価

本事業では、事業方式を DBO 方式とすることにより、主に次のような効果を期待することができる。

2.1 事業の効率化

設計・施工業務及び運営業務を一体化することにより、発注手続きの簡略化に加え、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待できる。また、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することで事業の効率化が図られ、ごみ処理の安定性や効率性等の向上が期待される。

2.2 事業の質と効率の両立

従来の個別発注等による運営において生じうる委託契約者変更等に伴うノウハウの喪失を、長期的かつ維持管理を含む包括的な委託による運営とすることにより防止し、運営事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことが可能となる。

また、DBO 方式においては、運営事業者独自のモニタリングの考え方、リスク管理体制に基づき、事業の適正な運営状況を自ら確認するセルフモニタリングへの取組が行われる。

事業者自らによる適切なセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行うことで、事業の質と効率により安定的に保たれることが期待される。

2.3 リスク管理の強化

事業に係るリスクを市と民間事業者の間で適切に分担することにより、豊富な実績に基づく民間事業者のリスク管理能力を生かすことが可能となる。これにより、事業の安定性が向上し、リスクの低減を図ることができる。また、設計・施工業務及び運営業務が一体であるため、不具合発生時の責任の所在を明確にしやすい。

さらに、将来の市場環境の変化や環境施策の変更など、本事業において想定されるリスクについては、市と民間事業者が適切にリスクを分担し、契約条件に反映することで、本事業におけるリスク管理を強化することができる。

2.4 公共財政負担に係る変動の最小化と維持補修の適正化

DBO 事業では、運営費のうち固定的な費用については、事業期間で除した金額を毎年支払っていくことから、通常の単年度委託に比べて公共財政負担の変動を小さくすることができる。また、DBO 事業は、委託費の範囲の中で維持管理の計画・実施を民間事業者に委ねることから、これまでの単年度での予算確保及び事後補修ではなく、維持管理計画に基づいた適切な予防保全的補修が行われることが期待できる。

第3節 DBO 方式における留意点

事業方式を DBO 方式とする場合、主に次のような点に留意し、事業を実施する必要がある。

3.1 適切なモニタリングの必要性

市は、民間事業者からの提案事項や、契約書、要求水準書において定める性能要件が遵守されるよう、民間事業者による業務の履行状況をモニタリングする必要がある。

上記については、設計・施工段階及び運営段階におけるモニタリング体制やモニタリング方法について、市が独自で検討するとともに、契約書では性能未達時の対応等について規定する。

3.2 運営事業者の経営悪化に対応する仕組み

事業者選定に際して、一定以上の実績を有する事業者の参加を求めるとともに、事業者選定において、主要企業の財務の安定性や、事業計画の妥当性等を確認する。また、契約書において、運営事業者の債務不履行による契約解除時の違約金や、市が選任する第三者への運営業務の引継ぎに関する協力義務を明記することにより、万一の場合においても、事業の安定性、継続性が担保される仕組みを取り入れる。

第4節 総合評価

本事業は、DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた公共財政負担の削減、民間事業者の運営ノウハウによるごみ処理の安定性や効率性等の向上を期待することができることから、VFM が得られると判断できる。

また、事業の効率化、効率的な資源化方法の提案、事業の質と効率の両立、リスク管理の強化及び財政負担の平準化と維持補修の適正化といった効果を期待することができる。

ただし、適切なモニタリングの必要性及び運営事業者の経営悪化に対応する仕組みといった点に留意し、事業を実施する必要がある。